

平成二十一年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、広島県公安委員会から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十二年十二月二日

同	同	同	広島県監査委員
加賀美和正	高橋義則	川上征矢	富永健三

平成21年度包括外部監査の結果による措置状況

【公安委員会所管分】

監査の結果	措置の状況
【テーマ】 広島県及び県出資法人の資金運用・調達方法について	
第6 県出資法人の財政状況と問題点	
6 資金運用についての問題点	
<p>(1)仕組債(報告書 P91～)</p> <p>【意見】</p> <p>仕組債は高度な金融技術を駆使した商品であるため、専門的な知識を持ち、金融市場動向の先行きを見通し、諸々のリスクを覚悟の上で、購入の是非を判断する必要がある。このような投機的な金融商品は、購入を差し控えることが望まれる。</p> <p>利払い停止となった仕組債の毀損額は、約3億円前後と予想される。毀損した仕組債は、償還期日まで長期に保有するのではなく、「損切りの基準」を設定して、証券会社等へ早期に売却し、固定化した資金の回収を早めることを検討する必要がある。長期間不良資産を抱えたままでは、資金の有効活用がなされない結果となる可能性が高いためである。</p>	<p>【(財)暴力追放広島県民会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年に購入した仕組債4銘柄(4億円)のうち、1銘柄については、平成22年に元本の償還により、国債への買換えを行った。 ○ 基本財産の運用に際しては、有識者を含む5人の委員による「資金管理運用委員会」に諮り運用している。 ○ 償還期日前の売却には制約があるが、損切り基準の設定も含め、定期的に売却の可能性について委員会で検討する方針である。
<p>(3)退職給与引当特定資産(報告書P97～)</p> <p>【意見】</p> <p>退職給与引当特定資産として、退職給与引当金の100%相当額を拘束せずに、その一定割合を積み立てる方式を検討する必要がある。</p> <p>また、法的な制約がなければ、規模の利益を活かせるよう、県出資法人全体による資金の合同運用について、検討する必要がある。</p>	<p>【(財)暴力追放広島県民会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 退職給与引当預金の支給対象者は1名であり、その全額を留保する必要がある。また、支給金額は定期預金で運用しており、その方法についても妥当と考えており、今後もその方針で運用する。